

生産緑地制度説明会のお知らせ

都市における農地の保全・活用を推進するため、生産緑地法が改正され、「特定生産緑地制度」ができました。

生産緑地の主な特徴

- 市街化区域内の農地を指定しています。(面積500㎡以上)
- きちんと耕作する必要があります。
- 固定資産税が農地評価となっています。
- 相続税などの納税猶予を受けることができます。
- ➔生産緑地に指定されてから30年が経過すると、税制上の特例が受けられないなどの影響があります。引き続き耕作する方は特定生産緑地への指定をご検討ください。

特定生産緑地に指定されると…

- 引き続ききちんと耕作する必要があります。
 - 固定資産税が引き続き農地評価となります。
 - 次の世代の方も相続税などの納税猶予を受けることができます。
- ※指定の期間は10年間で、以後10年毎に延長が可能です。

生産緑地をお持ちの方を主な対象として、説明会を開催します。

説明会日程

- ①1/12(土) 10時から 千葉中央コミュニティセンター 8F「千鳥・海鷗」
- ②1/15(火) 14時から 花見川保健福祉センター 3F「大会議室」
- ③1/16(水) 14時から 若葉保健福祉センター 3F「大会議室」
- ④1/17(木) 14時から おゆみ野公民館 2F「講堂」
- ⑤1/18(金) 14時から 稲毛保健福祉センター 3F「大会議室」

※1時間程度を予定しています。 ※駐車台数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。



問い合わせ 都市計画課 ☎043-245-5349



千葉市農業振興地域整備計画の全体見直しを行っています

千葉市では、平成14年に策定した千葉市農業振興地域整備計画について、社会情勢の変化に対応させるため、全体見直しを行っています。

現在、昨年度実施した基礎調査に基づき、新たな計画を策定(2019年度)するための素案の作成作業を進めているところです。

見直し作業の一環として、農用地区域の面積や筆を確定させる必要があり、**農用地区域除外等の申出の受付については、平成30年7月から一時的に停止**していますのでご注意ください。

※受付の再開については、全体見直し終了後を予定していますが、全体見直しに係る県等との協議の進捗状況によっては、再開時期が前後する場合があります。

除外等の申出の受付

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度
6月受付	○	× 【停止】	○ (※予定)
10月受付	× 【停止】	× 【停止】	○ (※予定)

問い合わせ 農政課 農地保全班 ☎043-245-5759



猪について少々調べると、人との関わりは約1万5千年前の縄文時代から鹿と同様に狩猟の対象だったとのこと。犬のように鼻が利き、実は昼行性で、急な方向転換ができ、1m以上の跳躍力があることはあまり知られていないようです。今年、日本中で地震や台風、夏の高湿と、天候の乱調に苦しい思いをすることが多い年でしたが、この先も同様かもしれません。来年は観天望氣に心がけ、亥年だけに「ぬたうちまわる」ことのない1年にしたいものです。(編集委員：S)

全国農業新聞を購読しませんか「農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載！」

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門誌です。

- 発行日 毎週金曜日 (購読者のご自宅に郵送されます)
- 購読料 1か月700円
- 申込 農業委員会へ(☎245-5769)



第131号
平成30年12月発行

農業委員会だより

鳥獣被害対策として 耕作放棄地の刈払い活動を行いました

農業委員会では、イノシシの棲み家となる耕作放棄地について、緑区の板倉地区と大椎地区の有害鳥獣対策協議会と連携し、農業委員、農地利用最適化推進委員7名による刈払い活動を行いました。

イノシシは、近年急速に生息域を広げ、緑区土気地区(越智町、大木戸町、板倉町、小食土町、下大和田町など)では、農作物の食害だけでなく田畑掘り起こしなど、農地への被害が発生しています。

地域での「電気柵」「箱わな」の設置などの対策に加え、緑区土気地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となって、平成30年10月19日に農地の適正な管理を行うための啓発活動として、イノシシの棲み家となる耕作放棄地の刈払い活動を実施しました。2時間程度の作業で約1,700㎡の土地が見違えるようになり、今後は地域の法人に賃借し、農地として再び耕作していく予定です。

農業委員会では、①遊休農地、耕作放棄地の発生防止・解消、②担い手への農地の集積・集約化③新規参入の促進を柱とした、「農地等の利用の最適化に関する指針」を昨年度作成し、農地の有効活用を進める活動を行っています。

耕作放棄地は、イノシシなどの棲み家のほか、病害虫の発生や土砂・ゴミの無断投棄などの原因にもなります。

改めて、草刈、耕耘等の農地の適正な管理をお願いするとともに、併せて農地の利用の意向がない場合は、担い手農家への貸付け等にご協力をお願いいたします。



実施の様子



実施後

問い合わせ 農地利用最適化推進班 ☎043-245-5769

主な内容

- 熊谷俊人市長に意見書を提出しました 2頁
- 遊休農地の利活用を図りましょう 2頁
- ご存知ですか?知らない損する農業者年金 3頁
- 農地の売買や転用 ~許可申請はお早めに~ 3頁
- 生産緑地制度説明会のお知らせ 4頁
- 千葉市農業振興地域整備計画の全体見直しを行っています 4頁

熊谷俊人市長に意見書を提出しました

農業委員会は、平成30年11月16日、熊谷市長に「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」を提出しました。

農業が抱える問題を解決し、将来に向けて希望のあるものにしていくため、「農業の成長産業化」、「農業者の所得向上」などについて、市が取り組む必要性を述べ、特段の措置を講じるよう要望を行いました。



意見書の概要

※主なものを抜粋しています。意見書の全文は千葉市農業委員会ホームページに掲載しています。
(<https://www.city.chiba.jp/nogyo/index.html>)

1 農地等の利用の最適化の推進施策についての意見

(1) 遊休農地の発生防止・解消に関すること

- ① 法人参入の促進
- ② 耕作可能な農地への復元の支援や保土管理の取組みの推進

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に関すること

- ① 関係機関との連携による農地情報の共有化
- ② 地域の説明会や人・農地プランの策定の積極的な支援
- ③ 農地の出し手に対する新たな支援の推進

(3) 新規参入の促進に関すること

- ① 新規就農者の発掘の強化、相談窓口の明確化
- ② 新規就農研修の充実、営農指導の充実・強化
- ③ 女性農業者の新規参入の促進と活躍の支援

2 農業経営の充実に資する施策等についての意見

(1) 農業競争力の強化、地産地消の推進に関すること

- ① 高収益な施設栽培や少量多品目の生産の推進
- ② 生産者と消費者を直接つなげる取組みの支援
- ③ 市施設での積極的なマルシェ開催
- ④ 地場農産物のブランド化の推進

(2) その他、農業者への支援施策に関すること

- ① 高齢化、人手不足など既存農家が抱える課題の解消
- ② 農業者に対する幅広い農政情報の提供
- ③ 農産物直売所の充実に向けた支援
- ④ 鳥獣被害対策の強化



問い合わせ 農地利用最適化推進班 ☎043-245-5769

遊休農地の利活用を図りましょう

農業委員会では、本年も9月から11月にかけて、農地の利用状況調査を実施しました。その結果、1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地など、いわゆる遊休農地の所有者には調査結果を示し、今後の利用計画について、お伺いする文書をお送りしていますので、該当される方は1月31日までにご返送くださるようお願いいたします。

様々な事情で耕作を続けることが難しく、今後の農地の利活用についてお考えの方は、地区担当の農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局にご相談ください。貴重な農地を活かし、担い手につなげていきましょう。

問い合わせ 農地指導班 ☎043-245-5768



ご存知ですか?

知らないで損する農業者年金

老後は二人でこんなにお金がかかる!

人生100年時代が到来 老後生活はこんなに長い!



老後の備えは **国民年金** + **農業者年金** で! 貯蓄感覚で始めてみませんか?

次の要件を全てクリアしていれば、加入できます!

- 20歳以上60歳未満
- 年間60日以上農業従事
- 国民年金第1号被保険者 (保険料納付免除者を除く)

若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金はメリットがたくさん!

- 積立方式・確定拠出型年金で少子高齢化時代でも安定的
保険料+運用益=将来の年金額
手数料は国庫負担 ☺ 運用益は非課税 ☺
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果 ☺
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用され、65歳以上の方は120万円まで非課税 ☺
- 加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能
保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定可能
- 終身年金(80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金をご遺族に支給)
- 認定農業者など農業の担い手には、保険料の国庫補助あり

問い合わせ 農地利用最適化推進班 ☎043-245-5766
農業者年金基金(相談員) ☎03-3502-3199

農業者年金基金 🔍 検索 <https://www.nounen.go.jp/> ホームページから年金額の試算ができます! 年金シミュレーター

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
1月～3月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
1月15日(火)	12月21日(金)～25日(火)
2月14日(木)	1月21日(月)～25日(金)
3月14日(木)	2月21日(木)～25日(月)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。

また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は、翌開庁日)に交付します。

問い合わせ 農地審査班 ☎043-245-5767
農地指導班 ☎043-245-5768